

## 教育職員免許法第6条別表第4による取得

所有免許状を基礎にして、修得単位で「同校種・他教科」の免許状を取得する場合

### ■ 単位を修得する大学等

取得する免許状の校種・教科についての認定課程を有する大学や、別表第4で使用可能な科目として開講している認定講習等。

### ■ 最低修得単位数等

取得する免許状の種類に応じて、以下のとおり修得してください。

| 取得する他の教科の免許状の種類 | 有することを必要とする免許状の種類                               | 最低修得単位数        |            |                 |
|-----------------|---|----------------|------------|-----------------|
|                 |   | 教科に関する専門的事項 ※1 | 各教科の指導法 ※2 | 大学が独自に設定する科目 ※3 |
| 中学校教諭専修免許状      | 中学校教諭専修免許状                                      | 20             | 8          | 24              |
| 中学校教諭一種免許状      | 中学校教諭専修免許状<br>中学校教諭一種免許状<br>のいずれか               | 20             | 8          |                 |
| 中学校教諭二種免許状      | 中学校教諭専修免許状<br>中学校教諭一種免許状<br>中学校教諭二種免許状<br>のいずれか | 10             | 3          |                 |
| 高等学校教諭専修免許状     | 高等学校教諭専修免許状                                     | 20             | 4          | 24              |
| 高等学校教諭一種免許状     | 高等学校教諭専修免許状<br>高等学校教諭一種免許状<br>のいずれか             | 20             | 4          |                 |

※1 教科に関する専門的事項は、次ページに記載の免許教科の種類に応じた科目について、**一般的包括的内容を含み、それぞれ1単位以上修得し、最低修得単位数を満たすこと。**

放送大学で開設されている「教科に関する専門的事項」は、一般的包括的内容を含んでいないため注意すること。

※2 各教科の指導法は、取得しようとする教科の指導法の単位を修得すること。

※3 専修免許状の「大学が独自に設定する科目」については、大学院又は大学の専攻科において、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得すること。

□「教科に関する専門的事項」に関する科目の内訳

| 中学校  |  | 高等学校 |  | 中学校 |   | 高等学校                      |  |
|------|--|------|--|-----|---|---------------------------|--|
| 国語   | □国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）<br>□国文学（国文学史を含む。）<br>□漢文学<br>□書道（書写を中心とする。）   | 国語   | □国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）<br>□国文学（国文学史を含む。）<br>□漢文学<br>□書道（書写を含む。）                    | 保健  | □生理学・栄養学<br>□衛生学・公衆衛生学<br>□学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）                             | 保健                        | □「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」<br>□衛生学・公衆衛生学<br>□学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）   |
|      |  | 書道   | □書道史<br>□「書論、鑑賞」<br>□「国文学、漢文学」   |     | □家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）<br>□被服学（被服実習を含む。）<br>□食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）<br>□住居学<br>□保育学 |                           |  |
| 社会   | □日本史・外国史<br>□地理学（地誌を含む。）<br>□「法学、政治学」<br>□「社会学、経済学」<br>□「哲学、倫理学、宗教学」   | 地理歴史 | □日本史<br>□外国史<br>□人文地理学・自然地理学<br>□地誌  | 家庭  | □材料加工（実習を含む。）<br>□機械・電気（実習を含む。）<br>□生物育成<br>□情報とコンピュータ                                | 水産・商船・農業・工業・商業            | □☆の関係科目<br>□職業指導（※該当の教科専用の科目で修得要。）   |
|      |  | 公民   | □「法学（国際法を含む）、政治学（国際政治を含む。）」<br>□「社会学、経済学（国際経済を含む。）」<br>□「哲学、倫理学、宗教学、心理学」               |     |   |                           | □英語学<br>□英語文学<br>□英語コミュニケーション<br>□異文化理解  |
| 数学   | □代数学<br>□幾何学<br>□解析学<br>□「確率論、統計学」<br>□コンピュータ  |      |  | 技術  |   |                           |  |
|      |  |      |  |     | 英語・他外国語   | □宗教学<br>□宗教史<br>□「教理学、哲学」 |  |
| 理科   | □物理学<br>□化学<br>□生物学<br>□地学<br>□物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験   | 理科   | □物理学<br>□化学<br>□生物学<br>□地学<br>□「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」                                 |     |   |                           |  |
|      |  |      |  |     |   |                           |  |
| 音楽   | □ソルフェージュ<br>□声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）<br>□器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）<br>□指揮法<br>□音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）                           |      |  |     |   |                           | □情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理<br>□コンピュータ・情報処理<br>□情報システム<br>□情報通信ネットワーク<br>□マルチメディア表現・マルチメディア技術   |
|      |  |      |  |     |   |                           | □社会福祉学（職業指導を含む。）<br>□高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉<br>□社会福祉援助技術<br>□介護理論・介護技術<br>□社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）<br>□人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解（H23.4.1～）<br>□加齢に関する理解・障害に関する理解（H23.4.1～） |
| 美術   | □絵画（映像メディア表現を含む。）<br>□彫刻<br>□デザイン（映像メディア表現を含む。）<br>□工芸<br>□美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）  | 美術   | □絵画（映像メディア表現を含む。）<br>□彫刻<br>□デザイン（映像メディア表現を含む。）<br>□美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。） |     |   |                           | □「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」<br>□看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）<br>□看護実習   |
|      |  | 工芸   | □図法・製図<br>□デザイン<br>□工芸制作（アクリル制作を含む。）<br>□工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）     |     |   |                           |  |
| 保健体育 | □体育実技<br>□「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）（「、体育史」はH23.4.1～）<br>□生理学（運動生理学を含む。）<br>□衛生学・公衆衛生学<br>□学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） |      |  |     |   |                           |  |

※各科目は一般的包括的内容を含み、それぞれ1単位以上修得し、最低修得単位数を満たすこと。

※「 」内に表示された科目の単位修得は、当該科目の1以上にわたって修得すること。

ただし、「農業、工業、商業、水産、商船」は、2以上の科目についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。

※英語以外の外国語については、それぞれ英語の例により修得すること。